

加盟規程 (登録システムに合わせた改正)

(定義)

第1条 本規程は、本連盟規約第3章第7条に基づき、競技会出場・参加に必要となる本連盟への加盟（以下：学連加盟）について定める。

2. 本規程における「登録」、および、「学連加盟（加盟）」とは、以下のことを指す。

・「登録」：JGA-Webシステムの「会員登録」から、「チーム」「構成員（メンバー）」の申込を行うこと

・「学連加盟（加盟）」：JGA-Webシステムの「大会申込」「学連登録」から「スタッフ」「選手」の申込を行うこと

(学連加盟の義務)

第2条 学連加盟をしない選手および指導者（スタッフ）は、当該年度会員と認めず、本連盟および各支部の運営する競技会・各種行事等に参加することができない。

(申請時期等)

第3条 学連加盟の申請は、原則として毎年4月1日から4月30日までに行うこととする。

ただし、4月30日以前に競技会が行われる場合は、その競技会の参加申し込みまでに加盟申請をしなければならない。

上記の期限外に申請し受理された者は、当該年度会員と認めるが、申請が受理されるまでの期間については本規程第2条が適用される。

第4条 学連加盟の有効期間は、本連盟が申請を受理してから、当該年度の3月31日までとする。

(登録・学連加盟の方法)

第5条 登録および学連加盟は、毎年度、（公財）日本体操協会会員登録システム（JGA-Webシステム）から次の2度の手続きによって行わなければならない。

①JGA-Webシステムの「会員登録」から、「チーム」「構成員（メンバー）」の登録を行う。

②①の登録完了後に、JGA-Webシステムの「大会申込」「学連登録」から、「スタッフ」「選手」の学連加盟を行う。

(学連加盟の種類と義務)

第6条 学連加盟の区分は、体操競技（男子または女子）、新体操（男子または新体操）の4種類とする。

第7条 本連盟および各支部が主催する競技会に出場を希望する者は、「選手」として加盟する。

第8条 競技会に出場しない学生コーチ、学生審判および主務等は、「スタッフ」として加盟する。

第9条 選手としての申請回数は、各大学が定める修業年数で年度ごとの連続性を必要としない最高4回までとする。なお、大学院生の加盟登録は認めない。

第10条 幹事校から派遣される幹事は、競技会に出場する場合を除き、学連加盟を要しない

第11条 本連盟に加盟する大学は、大学に所属する1名以上の指導者（スタッフ）をの加盟を必要とする。登録しなければならない。指導者（スタッフ）とは、加盟大学に所属する教員・職員等の部長、監督、コーチを指す。

(加盟料)

第12条 学連加盟に関する納入金は次のとおりとする。

- (1) 選手の加盟料 1名につき 6,000円
(内訳：全日本学連4,000円、支部還元金2,000円)
- (2) 指導者（スタッフ）の加盟料 1名につき 4,000円
(内訳：全日本学連2,000円、支部還元金2,000円)

（新加盟の手続き）

第13条 本連盟に新たに加盟する場合、所定の様式による加盟願を提出しなければならない

第14条 本連盟から加盟を認められた大学は、直ちに定められた新加盟金（10,000円）を支払い、本規程第5条に定める学連加盟の手続きをしなければならない。

（脱 退）

第15条 加盟大学は、本連盟規約第3章第8条により脱退させられることがある。

第16条 本連盟を脱退する際には、本連盟役員総会の少なくとも1ヶ月前までに所定の様式による脱退願を提出しなければならない。脱退は、本連盟役員総会の決議によって承認される。脱退承諾書は所定の様式による。

本規程は、平成26年4月1日より施行する。

本規程は、平成27年3月3日より施行する。

本規程は、平成31年3月4日より施行する。

本規程は、令和3年3月13日より施行する。

本規程は、令和7年3月4日より施行する。

本規程は、令和8年3月5日より施行する。

諸規則

平成7年4月1日／一部改訂
平成8年4月1日／一部改訂
平成10年4月1日／一部改訂
平成13年4月1日／一部改訂
平成15年4月1日／一部改訂
平成18年4月1日／一部改訂
平成21年4月1日／一部改訂
平成23年4月1日／一部改訂
平成24年4月1日／一部改訂
平成26年4月1日／一部改訂
平成27年3月3日／一部改訂
平成31年3月4日／一部改訂
令和3年3月13日／規約全面改訂・規程一部改訂
令和4年3月13日／規程一部改訂
令和6年3月10日／規程一部改訂
令和7年3月4日／規約・規程一部改訂

全日本学生体操連盟